

第1章

中米地域統合の新しい展開

はじめに

中米諸国は、1980年代半ばに政治危機を克服する道を見いだしたものの、深刻な経済危機や冷戦後の激変する国際環境など地域の内外からの強いインパクトをうけ、よりいっそうの経済的・社会的発展を図る必要に迫られている。このため中米諸国は1990年に至り、従来の開発モデルの転換を行ないつつ中米再統合の加速を目指すという共通の政治的意志のもとに一連の行動に着手⁽¹⁾した。

中米諸国は、1960年の中米経済統合に関する一般条約による中米共同市場の発足により、60年代から70年代にかけてはかなりの経済成長を達成した。しかしながら、70年代末から80年代にかけて、その経済が種々な要因により危機に突入するにつれて、中米諸国政府の経済統合に関する関心が薄れ、それに伴い中米共同市場の機能も徐々に弱体化していった。そして85年を契機として構造調整プログラムを各国が導入するようになると、各国とも経済発展の道を個別に追及するような風潮が強まり、こうして、従来の経済統合の機能は完全に捨て去られることとなった。しかしながら、80年代半ばまでには、域内貿易額も大きく減少するという現実に直面し、また、86年および87年の中米サミットにより、和平への基本合意が達成されたことを契機として、経済発展と統合の関連が再び重視され、統合の概念と制度的枠組み

の再構築が目指されることとなつた。⁽²⁾

本論においては、上の経緯を背景として、中米地域における従来の地域統合の進展の経緯、中米地域の開発課題と最近の地域統合の動向、中米地域再統合へのアプローチの手法と1960年代の統合との相違点、地域統合を支援する域外のアクターたちの動き等を概観し、併せて我が国を含む国際協力の方向性について若干の考察を行ないたい。⁽³⁾

第1節 中米地域経済統合の経緯

1. 1950年代

中米共同市場の動きが具体的な形をとり始めたのは、1951年6月にメキシコシティで開催された第4回国連ラテンアメリカ経済委員会（Economic Commission for Latin America, 略称ECLA, 1984年名称変更Economic Commission for Latin America and the Caribbean, 略称ECLAC）総会からである。この総会決議第9号は、中米諸国を結び付けている歴史的、地理的要因に鑑みて「中米諸国は農工業の生産拡大とその輸送システムの発展を通じて、またその產品の交換、各国家開発計画の調整、域内の2ないしそれ以上の国が関心を示す企業の創設によって、域内諸国經濟の統合と広域市場の形成とを促進すること」を決議し、さらに「ECLA事務局はこの目的を漸進的に達成するための諸措置を検討すること」と定めている。さらにこの決議により、制度面での進展として経済大臣会議の創設と、ECLA事務局が統合計画作成の任務を負うことが具体的に決意された。⁽⁴⁾

そして、ECLAの理論的指導により、1958年には以下の2つの条約が中米諸国により調印された。

(1) 「中米の自由貿易および經濟統合に関する多国間条約」（以下、多国間条約と略称）：この条約の目的は、諸条件が整い次第、関税同盟を締結する

ことを目的とし、条約発効日から10年以内にその完成が約束されるような自由貿易制度を樹立すること（第1条）である。

(2)「中米の統合産業制度に関する協定」：中米統合産業とは合理的な経済的競争条件下で操業を行なうためには、中米市場全体への接近を必要とする、ひとつまたはそれ以上の工場をもって構成されるもの（第2条）である。

このようにして、1951年から59年に至る中米地域の経済統合への歩みは、ECLAの積極的なイニシアティブにより進展し、もしECLAという外的要因の存在がなければ、地域経済統合は進展をみせなかつたであろうといわれる。しかしながら、経済統合の進展は、ここに来て暗礁に乗り上げてしまった。その理由は、中米各国政府が、エルサルバドルを例外として、経済統合を大きな経済的犠牲を払つてまで積極的に推進することに疑問を抱き始めたため⁽⁵⁾である。

この行き詰まりは、米国の関与の開始により打開され、統合運動は新しい方向をとり始める。1959年のキューバ革命に強い衝撃を受けた米国は、中米地域を民主主義のショウウィンドウにしようという政策を急速に固めることになる。1959年2月、米州機構の会議において、米国が対中米プログラムを実施するための条件が明らかにされ、次いで、同年4月、エルサルバドルのレムス大統領の米国訪問を契機として、中米統合は新しい方向をとり始める⁽⁶⁾ことになる。

2. 1960年代

米国とエルサルバドル両国大統領の共同声明には「中米諸国の経済統合にとって経済的に健全なシステムを設立すること」が謳われ、こうして1960年2月にはグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスの北部3カ国のみによる「経済連合条約」が締結された。「経済的に健全なシステム」とは、基本的には米国の要求を満たすことであり、米国の経済援助を伴うものであった。⁽⁷⁾

このシステムが目指すものは経済連合条約に次のように謳われている（以

下は、多数国間条約との相違点のみを示す)。

- (1)自由貿易制度を加速し、関税同盟を5年以内に完成すること（第9～18条）
- (2)貿易自由化をほとんど全品目に適用することにより、地域統合プログラムを貿易拡大の方向に転換させること（第9条）
- (3)通貨の安定を図ること（第4条）
- (4)資本と人間の自由な移動を図ること（第1条）
- (5)「統合産業」方式に関する積極的な規定を設けなかったこと。すなわち自由企業の概念を貫こうとしたことである。
- (6)国際法上の法人格を有する開発援助基金を設立すること（第19条）

この新しい条約は、除外された2カ国（ニカラグア、コスタリカ）ならびにECLAメキシコ事務所から強い反発を受けた。そして1960年4月、経済協力委員会の特別会議において多数国間条約と経済連合条約の調和に関し話し合いが行なわれた。1960年12月、2条約の妥協的形態をもつ「中米経済統合に関する一般条約」（以下、一般条約と略称）が締結された。この条約は以後、中米共同市場の制度的基盤としての役割を果たすこととなった。

この一般条約の要点は、次のとおりである。

- (1)条約発効より5年以内に共同市場を確立すること（第1条）、そのために5年以内に中米自由貿易地域を完成すること（第2条）：関税同盟については規定はあるが、完成時期は述べられていない。
- (2)若干の例外品目を別として、各国領域を原産地とするすべての商品に対して即時に自由貿易を認めること（第3条）
- (3)「中米統合産業制度に関する協定」の一切を復活させること（第17条）⁽⁸⁾
- (4)中米経済統合銀行（Banco Centroamericano de Integración Económica、略称BCIE）を設立すること（第18条）

なお、この一般条約は、多数国間条約と経済連合条約に優先するが、一般条約に規定がない場合には前二者の規定を適用することとしている。

経済統合を米国の視点から位置づけると、1961年3月に発足した「進歩の

ための同盟」を進めるに際して、それは最も望ましいプロジェクトであり、米国の伝統的な影響圏 (sphere of influence) を守るためにものであるとされた。そのためすでに米州地域に確立されているモンロー主義に基づく汎米制度のなかで国連システムという異なった組織の理念に基づくECLAが活動を行なうことは、米国にとって好ましからざる干渉であるという側面もあったのである。⁽⁹⁾

このようにして成立した一般条約発効後、中米諸国はかなりの経済成長を経験した。1960年代に中米統一関税分類表 (Nomenclatura Aranceraria Uniforme Centroamericana, 略称NAUCA) 品目の97%の自由化、域外統一関税の採用、GDP成長率の増大、民間・公共投資の拡大、域内貿易量の顕著な増加が認められた。中米共同市場諸国の年平均GDP成長率は、50年代の4.5%から、60~66年の期間には5.0%に増大した。1人当たりGDPの年平均成長率を見ても、実質で50年代の1.2%から、この期間には2.5%に伸びている。このような経済成長の伸びの要因は、(1)中米共同市場を目指した行動が、製造業と民間投資を促進したこと、すなわち、域内貿易障壁の撤廃と高い統一関税の設定により、中米製造業の輸入代替が促進されたこと、(2)中米共同市場形成への統一行動の開始を契機にUSAID、国際機関からの長期借款が導入され、その結果、域内諸国の公共投資が大きく伸びたこと、(3)中米共同市場の形成とは直接関係ない要因であるが、4大一次産品（コーヒー、綿花、砂糖、バナナ）および牛肉の域外輸出がこの期間に好調であったこと、の3点に要約される。

しかしながら、このような好調な経済成長は、1966年を境に鈍化を示し始める。その背景として、製造業による付加価値、公共・民間投資、輸出の伸びの鈍化が指摘されるが、その鈍化の原因としては、(1)製造業はその大部分が域内貿易を目的とするものであったので、域内市場の狭小さから、徐々に輸入代替のメリットが失われたこと、(2)一次産品輸出のうち、特に綿花輸出の伸びが大幅に減少したこと、(3)エルサルバドルーホンジュラス間のサッカーワークに伴う両国間の国交断絶、経済統合に不満を持つホンジュラスの中

米共同市場からの事実上の脱退が、この地域へ進出する外国資本に不安感を与えその進出にブレーキをかけたこと、(4)しかし、より根本的な原因としては、統合過程の進展は都市部の購買力を有する層に対する働きかけの面では成功を収めたが、都市貧困層（失業者の存在）や貨幣経済外にある農民など人口の半分に相当する層（低所得、低生産性、高い文盲率、悪い栄養状態にある）に対しても何ら働きかけが行なわれなかったこと、が指摘されている。

このように、中米地域の経済統合は、1960年代においては自由貿易地域・関税同盟の形成による効果の面において、途上国における地域経済統合の最も成功した例として評価されたものの、10年を経ずしてその行き詰まりが顕著となった。60年の一般条約には5年以内に共同市場を形成することが謳われているが、厳密な意味（第4表の「共同市場」が備えるべき要件を参照のこと）でのその実現は不可能となった。その大きな原因のひとつが、エルサルバドル・ホンジュラス間のサッカー戦争であり、その背景には経済統合による利益配分に関する不均等性の問題が潜んでおり、ここにおいてきわめて深刻な課題が提示されたといえるであろう。

3. 1970年代

こうして、加盟国の脱退という異常事態のまま1970年代に入った中米諸国は、なお中米諸国が抱える諸問題（農村部の後進性、広範囲な失業者の存在）の解決には一国ベースによるアプローチではきわめて困難であり、また石油危機への対応にも一国ベースでは力が弱いことを認識して、75年7月サンホセで開催された中米5カ国首脳会議の声明文において「——統合は中米5カ国の経済・社会発展を均衡的・調和的に促進し、最近生じた国際変化による影響に対処するためには最も適した手段であることを再認識する」と述べ、さらに「経済社会統合過程の再建に協力するよう国際機関に要請する」としている。この首脳会議の方向性に合わせ中米経済統合常設事務局（Secretaría Permanente del Tratado General de Integración Económica Centroamericana、略

称SIECA)では、これまでの統合過程を評価し、その結果に基づき70年代の中米における統合的発展に関する研究を終了し、「中米経済社会共同体」設立協定(案)を作成した。この研究は「統合」と「発展」とを不可分のものとして考え、共同市場を越えた経済同盟の達成を目指したところに最大の特徴⁽¹⁰⁾がある。

4. 1980年代

1980年代は、中米の統合過程においても「失われた10年」であった。80年代における加盟諸国における内戦の激化という事態を迎えて、地域統合に対する関心は薄れていった。農産物輸出と輸入代替に基づく従来の開発モデルが行き詰まり、そして85年を契機として構造調整プログラムを各國が導入するようになると、経済発展の道を各國とも個別に追及するような風潮が強まり、こうして、従来の経済統合制度の機能も完全に捨て去られることとなつた。この時期においては第1表に見るように80年代半ばまでには、域内貿易額も大きく減少するという現実に直面している。

しかしながら、1980年代はまた「希望の10年」とも言えるものであった。すなわち、80年代前半においては中米諸国の地域統合への関心はまったく薄れたが、80年代後半になり、政治的紛争の解決の目処がつくに従い、再び統合への気運が高まってきたのである。

第1表 1980年代前半の中米諸国域内貿易の推移

(単位：100万C Aペソ)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
中米域内向け輸出額(A)	1,240	1,041	860	852	808	575	508
(A)／中米の総輸出額(%)	23.6	22.1	20.8	20.5	18.9	14.1	11.6
中米域内向け輸入額(B)	1,211	1,077	892	897	815	628	557
(B)／中米の総輸入額(%)	16.3	14.6	14.4	14.9	12.5	9.8	9.2

(出所) ECLAC統計より筆者作成。

SIECA事務局において中米地域統合を長年研究しているナヘラ氏によれば、1980年以降の統合過程は、次の3つのステージに分類される。⁽¹¹⁾

- 1980-86年：従来の開発モデルが行き詰まり、経済統合の概念が失われた時代。
- 1986-90年：政治的紛争が解決に向かった時代。
- 1990年-⁽¹²⁾：統合の概念と制度的枠組みの再構築の時代。

次節においては、上の時代区分に従って、1986年以降中米の新しい再統合過程が実際にどのように進展しているかをより具体的に見てみよう。

第2節 中米地域統合の新しい動向

1986年5月、グアテマラのエスキプラスに会合した中米諸国大統領は、「中米地域の平和と開発に関する緊急な諸問題を分析し、その解決を求めるために大統領会議を制度化すること」に合意し、ここに中米の重要な諸問題を最高のレベルで討議するための中米サミットが発足し、その後定期的に開催されるようになった。1987年8月グアテマラ市で開催された第2回中米サミットにおいていわゆる「グアテマラ合意」が調印され、それに引き続く6回の中米サミットの開催を経て、中米紛争は政治的解決に向けて大きく進展⁽¹²⁾していった。

このように和平が達成されると、次の段階として開発に関する課題が中米サミットの主要テーマとして取り上げられていった。その最初の会議が、1990年6月グアテマラのアンティグアで開催された第8回中米サミット（通称アンティグア・サミット）である。ここにおいて中米地域の経済・社会分野での開発のテーマが重視され、中米の今後の経済発展の方向が盛り込まれた。その合意の結果がアンティグア宣言（Declaración de Antigua）およびその付属文書である中米経済行動計画（Plan de Acción Económica de Centroamérica、略称PAECA）である。アンティグア宣言において中米諸国は、「将来は自由貿

易地域を越えて、中米地峡経済共同体（Comunidad Económica del Istmo Centroamericano、略称CEIC）の創設に向けて、統合のプロセスを推進する」ことを謳っている。こうして、アシティグア・サミット後1993年10月の第14回グアテマラ・サミットに至るまで、中米サミットは主として経済開発の課題に取り組んできたのである。第8回から第14回に至る中米サミットで取り上

第2表 中米サミットと経済関連の討議テーマ

会議名／会議回数	開催国／開催年月	討 議 テ ー マ
アンティグア・サミット (第8回)	グアテマラ 1990年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中米経済行動計画(PAECA)の採択 ・統合の再建、強化、再活性化 ・中米地峡経済共同体(CEIC)の創設・促進
プンタレナス・サミット (第9回)	コスタリカ 1990年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・中米経済行動計画中の統合プロセス強化の検討 ・米州開発銀行の調整による地域協力グループ(GCR)との協力促進
サンサルバドル・サミット (第10回)	エルサルバドル 1991年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・中米経済行動計画中の中米農業行動計画(PAC)の採択 ・自由貿易に関する多国間暫定協定の調印 ・ODECAの再活性化 ・中米統合過程へのパナマの参加
テグシガルバ・サミット (第11回)	ホンジュラス 1991年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・中米統合システム(SICA)の調印 ・人的資源開発に関するテグシガルバ合意
マナグア・サミット (第12回)	ニカラグア 1992年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・中米経済閣僚会議の強化の確認 ・米州開発銀行によるPRADICを歓迎
パナマ・サミット (第13回)	パナマ 1992年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・農業政策の調整に関するパナマ合意 ・新中米経済統合条約の基本的合意
グアテマラ・サミット (第14回)	グアテマラ 1993年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・新中米経済統合条約の調印

(出所) SIECAの資料および*Inforpress Centroamericana*、各号。

げられた主要テーマは第2表に示すとおりである。一方、中米再統合の組織的な側面に関しては、1993年3月に従来の中米機構（Organización de Estados Centroamericanos, 略称ODECA）が改組され、北部の4カ国との間で中米統合システム（Sistema de Integración Centroamericana, 略称SICA）として新発足し、以後中米諸国の政治的統合の中心機関として機能することとなった。

上のアンティグア宣言およびPAECAによって方向づけられた中米経済統合の再活性化の動きは1992年以降、グアテマラのリーダーシップにより具体化しつつある。すなわち、同年5月12日中米地峡の北部に位置するグアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスの3国は自由貿易地域の形成を目指すヌエバ・オコテペケ合意に達し（北部3カ国自由貿易地域〈Triángulo Norte〉の形成）、引き続きこの3国にニカラグアが加わり、93年5月1日より自由貿易地域がニカラグアを含む4カ国に拡大した（北部4カ国自由貿易地域〈CA-4グループ〉の形成）。その結果、現在これら4カ国の域内の人・車両の自由通過が多少の混乱を伴いつつも実施に移されつつある。93年9月グアテマラのサン・トマスに会合したCA-4グループの大統領は中米経済統合のための従来の一般条約を改組した新しい中米経済統合条約（Tratado General de Integración Económica Centroamericana 新統合条約）の方向性を確認し、さらに同年10月の第14回グアテマラ・サミットにおいて、この条約の議定書がコスタリカ、パナマを含む中米6カ国によって調印されたのであった。⁽¹³⁾ グアテマラがリーダーシップをとり、まず、北部の3カ国により合意が達成されるというパターンは1950年代の統合過程を想起させる。このようなグアテマラのイニシアティブの背景には、統合により予想される経済的利益もさることながら、歴史的にこの国がかつてグアテマラ総督領の中心地であったことによるもので、グアテマラは中米におけるリーダーとしての地位にあるとの意識をもっている、とみられている。

このような中米諸国の新しい経済統合への動きに対してコスタリカは、調印までは行なえるものの国内での批准が難しいという、一定の距離をおくスタンスを維持している。その理由は、コスタリカはこれまで歴史的な背景が

他の4カ国とは若干異なるうえ、独自に経済発展の道を進んでおり、すでに工業力もついており、農業の競争力もある。地域統合が進むことによって他の4カ国の諸問題を背負い込むことはできないと考えているためである。特に隣国のニカラグアが問題であり、ニカラグアからコスタリカへの労働の移動の自由などは耐えられない、と考えているようである。

また、パナマに関しては、最近特に米国の軍事進攻後、中米寄りの姿勢がみられるが、基本的にはオブザーバーの立場を貫き、ケースによっては協調関係を強めるとみられている。より具体的には、中米統合システムなど政治的な制度には積極的に参加しないが、経済統合システムには関心を示すなど選択的な姿勢である。パナマはオブザーバーとして中米サミットに出席し、⁽¹⁴⁾新統合条約の署名も行なった。パナマはその経済構造が中米諸国と異なり基本的にはサービス経済であり、農業も弱いという事情があるためである。中米諸国の方からは、パナマのすぐれた金融、運輸などインフラの機能を活用したいという希望がある。

第3節 中米地域再統合へのアプローチ

1. アンティグア宣言に見る再統合の方向性

中米地域再統合の出発点となったアンティグア宣言およびその付属文書である中米経済行動計画を見ると、中米の再統合の方向性について知ることができる。アンティグア宣言の第26項において謳われた「中米地峡経済共同体」とは、経済統合の概念においては中米諸国の経済政策の調整を図る「経済同盟」を目指すものと理解されている。また、アンティグア宣言の付属文書である中米経済行動計画は、その基本的方向を、以下のように記述している。ここでは中米の主要な開発課題と再統合の方向に関して中米諸国が抱く関心事項が示されている（アンダーライン筆者）。

- ・中米統合の新しい法的・運用面での枠組みの形成と地域決済システムに関する協定の実施
- ・インフラおよび域内貿易の統合計画の推進
- ・域外貿易振興のための地域調整, GATTへの加盟および担当大臣会議の創設
- ・統合過程への諸部門の積極的な参加の促進とそれを担当する統合担当大臣会議の創設
- ・産業再建政策の漸進的・選別の推進
- ・国営企業の民営化の促進
- ・農業政策の調整と担当大臣会議の創設
- ・科学技術の地域政策・プログラムの作成
- ・経済構造調整プログラムの調整
- ・中米各国の経済構造調整プログラムが最貧層にもたらすマイナスのインパクトに対する社会補償プログラムとその担当大臣会議の創設（これはインフォーマル・グループ, 零細企業, 等, 特に影響が強い部門が対象とされ, 農村開発計画の作成もこれに含まれる）
- ・対外債務および国際資金協力に関する協議フォーラムおよびそれを担当する大蔵大臣, 中央銀行総裁会議の創設

2. 新統合条約の特徴

中米地域統合過程に規範となる枠組みを提供する新しい統合条約に関しては, 上に見た基本的な方向にそって, 第2表の中米サミットならびにその下部機関である経済閣僚会議などでこれまで検討されてきた。そして, この新しい統合条約はテグシガルバ議定書に基づくSICAの枠内で経済統合を目指すものとして, 上述のグアテマラ・サミットにおいて新統合条約議定書として調印されたのである。⁽¹⁶⁾

この新統合条約は次のような構成をもっている。⁽¹⁷⁾

第1部 中米経済統合の概念（第1条）

第2部 目的と原則（第2条～第5条）

第3部 達成目標（第6条～第35条）

第1章 中米統合の諸段階の完成（第6条～第19条）

第2章 部門別政策の完成（第20条～第31条）

第3章 生産性の向上（第32条～第35条）

第4部 制度的側面（第36条～第58条）

第1章 組織・制度（第36条～第54条）

第2章 行政行為（第55条）

第3章 特別規定（第56条～58条）

第5部 最終規定（第59条～第64条）

第6部 過渡的規定

上の条項をさらに条文に沿って、その主要な内容を見てみよう。

第1部 中米経済統合の概念においては、中米経済統合は「中米経済同盟」(Unión Económica Centroamericana)を、自由意思により(de manera voluntaria)，漸進的，補完的，前進的に目指すことが謳われている。ここでは、関税同盟，共同市場のレベルを一段越えた「経済同盟」という完成度に最終目標が設定されていることがわかる。また、中米の経済統合は、あくまで加盟国の自由意思によるものであり、漸進的に進められるとの姿勢が強調されている。

第2部 目的と原則においては、中米諸国が競争力を持ち世界経済に効率的かつダイナミックに再参入するために、その生産的，社会的，技術的構造の転換と近代化を進めることにより、経済・社会面での持続的発展を公平の原則のもとに促進すること、ならびに、そのためには各々は適切かつ一致したマクロ経済政策の適用により、対外的および国内の経済の安定を常に図るために協調すること、が謳われ、そしてこれらを行なう基本原則として正当性，コンセンサス，漸進性，柔軟性，透明性，相互性，包括性，同時性，補完性が重要である、としている(傍点筆者)。このように、新しい統合過程

においては、世界経済への再参入という目的を基本とし、そのための基本原則を列挙している。ここに示された、基本原則の多様性こそ、現在中米諸国が進めようとする統合過程が直面する諸問題を反映するものであろう。

第3部 達成目標の第1章 中米統合の諸段階の完成においては、中米統合が進展するに従い達成されるべき諸目標が示されている。具体的には、(1)加盟国間の関税・非関税障壁を漸進的に撤廃し、中米自由貿易地域を形成すること、(2)中米統一輸入関税を設定し、各国の対外貿易政策を漸進的かつ柔軟に調整し調和させること、(3)中米関税同盟を漸進的かつ前進的に形成し、税関業務の統一化を図ること、(4)労働力・資本といった生産要素の自由移動を図ること、(5)中米諸国の通貨・財政政策の統合を図ること、の諸事項が挙げられている。このような流れでわかるように、中米の経済統合は自由貿易地域の形成からスタートし、最終的には経済政策の調整・統合を行なう経済同盟を目指している。

同第2章 部門別政策の完成においては、重要な部門を対象としその政策の在り方が示されている。具体的には観光、農牧業、工業、貿易、保健・環境、インフラ（エネルギー、運輸、通信）、民間の参加、などについてである。

また**同第3章 生産性の向上**においては、統合過程の進展に対応した対外的競争力の増大を目指す、人的資源・天然資源のいっそうの活用を行なうための共通の戦略が挙げられている。そこにおいては、教育、自然資源の保全、科学技術レベルの向上が重視されている。

第4部 制度的側面の第1章 組織・制度においては、テグシガルバ議定書 (SICAを定めたもの) ならびに本議定書の定める諸組織が経済統合を担う機関であるとし、それらの法的秩序のヒエラルキーとその機能について述べている。以下の中米経済統合関係の諸機関は中米統合システム (SICA) のもとにあって、中米地域の経済統合を担当する下部組織 (Subsistema de Integración Económica Centroamericana) として位置づけられる。それによれば、以下の4つが中心となる機関である。

- 1) 経済統合大臣協議会 (Consejo de Ministros de Integración Económica)

- 2) 経済統合大臣部門間協議会 (Consejo Intersectorial de Ministros de Integración Económica)
- 3) 経済統合大臣部門別協議会 (Consejo Sectorial de Ministros de Integración Económica)
- 4) 経済統合執行委員会 (Comité Ejecutivo de Integración Económica)

また、経済統合の技術的側面を扱う機関として以下の4つがある。

- 1) 中米経済統合常設事務局 (Secretaría de la Integración Económica Centroamericana-SIECA)
- 2) 中米農牧業協議会事務局 (Secretaría del Consejo Agropecuario Centroamericano-SCA)
- 3) 中米通貨協議会事務局 (Secretaría del Consejo Monetario Centroamericano-SCMCA)
- 4) 中米観光統合事務局 (Secretaría de Integración Turística Centroamericana-SITCA)

さらに、関連する組織として、以下の3つが挙げられている。

- 1) 中米経済統合銀行 (Banco Centroamericano de Integración Económica-BICE)
- 2) 中米行政研究所 (Instituto Centroamericano de Administración Pública-ICAP)
- 3) 中米産業技術研究所 (Instituto Centroamericano de Investigación y Tecnología Industrial-ICAITI)

第6部 過渡的規定においては、2つの重要な規定がなされている。その1はパナマに関するものである。パナマのエンダラ大統領はこの議定書に署名を行なったが、これにより同国は、他の中米5カ国と同等な経済・貿易関係が発生するものではなく、将来改めて諸条件を検討することとしている。その2は域内の途上国であるニカラグアに対するものであり、その生産・金融能力の再建と強化に資するため、通商分野における特別な暫定的措置、ならびに金融・投資・債務面における例外的措置が与えられている。しかしな

がら、ここにはニカラグアとならんで域内の途上国であるホンジュラスに関する規定ではなく、統合利益の均等配分に関する配慮の面でひとつの問題を投げかけているといえよう。⁽¹⁸⁾

3. 中米再統合へのアプローチ

以上見てきた中米地域の新しい経済統合の動きの背景にあるのは、1980年代前半に完全に行き詰った農産物輸出と輸入代替に基づく従来の成長モ

第3表 中米統合関連諸条約と主要諸規定の比較

名称および 締結年	貿易		工業化	その他
	自由貿易地域	関税同盟		
多数国間条約 (1958年)	10年以内に完 成	諸条件が整い 次第完成	「中米の統合 産業制度に関 する協定」	
経済連合条約 (1960年2月)	加速化	5年以内に完 成	自由企業の概 念の導入	・資本と労働力の自 由移動 ・開発援助基金の設 立
一般条約 (1960年12月)	5年以内に完 成	5年以内に共 同市場化を目 的として関税 同盟を設立	「中米の統合 産業制度に関 する協定」	・中米経済統合銀行 の設立
新統合条約 (1993年10月)	漸進的に完成	漸進的かつ柔 軟に形成	「統合産業制 度」に関する 規定なし	・漸進的かつ柔軟に 経済同盟を目指す

(出所) 筆者作成。

- (注) 1)多数国間条約、経済連合条約、一般条約に関するより詳細な説明は、本章第1節を、また新統合条約については第3節を参照のこと。
 2)中米の統合産業制度については、武部 昇「中米経済統合における工業化方式」(細野 昭雄編『ラテンアメリカの地域協力と工業化』アジア経済研究所 1980年)を参照のこと。

ルおよび地域統合手段の再構築であり、ここでは従来の「内向き」の成長モデルから、「外向き」の成長モデルへと完全な転換が行なわれた、とされる。このような政策転換の背景には、中米諸国の市場規模はその全地域を対象としてもなお小さく、中期的な経済成長の制約要因になっていること、またNAFTAの形成など最近の世界経済構造の転換過程にあって、従来米国市場への優遇措置であったCBI (Caribbean Basin Initiative, カリブ開発機構)などの特典が失われていく恐れがあること、などが存在し、いまや中米の地域主義 (regionalism) は、多国間主義 (multilateralism) へ移行するための前段階として位置づけられている。そして、そこでとられる主要な手段は、(1)世界市場へいっそう開かれたものとすること、(2)域外貿易に低レベルの関税を設定すること、であり、それにより(1)中米経済に世界市場においていっそうの競争力を付けさせること、(2)新市場開拓の交渉に中米諸国が共同してあたること、⁽¹⁹⁾ に狙いがあるという。

上記の新統合条約の特徴を、1960年的一般条約ならびにその原形となった多数国間条約、経済連合条約と比較すると、第3表に見るように一般条約よりは経済連合条約、さらには70年代初頭に検討された中米経済社会共同体 (案) に近く、それをいっそう域外に開かれた形にしようとしていることがわかる。

第4節 中米地域統合の進展

それでは、以上に見た中米地域統合の方向に関してこれまでにどのような進展があったのかを、主要な事項について、以下に概観してみよう。⁽²⁰⁾

(1) 共通関税制度について：関税同盟の根幹をなす共通関税の設定に関しては従来の中米統一関税分類表 (NAUCA) に代わるものとして中米共通関税制度 (Sistema Arancelario Centroamericano, 略称SAC) が1993年1月より発足した。これにより5641品目を対象とし5～20%という低い関税（中米共通関税）

設定が行なわれ、まず北部3カ国において発効した（その後ホンジュラスが4月1日、コスタリカが11月15日に相次いで批准）。しかしながら、この関税率でもまだ原材料の輸入関税に関しては高いのでその幅を0～20%にする必要があるとの提案がその後のCA-4グループの会議において行なわれている。

(2) 域内農産物の自由化について：農産物に関しては対域外輸入価格帯システム (Sistema de Banda de Precios de Importación, 略称BANDA) が採用され域内農産物取引の自由化（鶏卵、鶏肉を除く）が北部4カ国により1993年に入りスタートした。なお、農業政策に関しては、第10回のサンサルバドル・サミットにおける農牧業生産の強化・農牧業產品の域内貿易の促進などを目指す中米農業行動計画 (Plan de Acción para la Agricultura Centroamericana, 略称PAC) の採択や、第13回のパナマ・サミットにおける種々な側面のいっそうの議論が行なわれた。

(3) 生産要素の移動について：これは、新統合条約の第3部第1章に謳われている資本と労働の自由移動に関するものであり、中米地域が共同市場化から経済同盟へと至るのに重要な要件である。これについては、前述のコスタリカのところで述べたように、特に労働力の自由移動に関しては強い反対意見があり、この面では今後も進展は望めないであろう。

(4) マクロ経済政策の協調について：1993年のCA-4グループの会合において、99年までに4カ国の財政政策を調和させるメカニズムの促進についての合意が行なわれ、さらに94年10月にテグシガルパで開催された「平和と開発のための国際会議」 (Conferencia Internacional de Paz y Desarrollo) において、中米諸国大統領はマクロ経済政策の協調に向けていっそうの努力を行なうことに合意した。

(5) 共通インフラの整備について：共通インフラの整備と地域統合との関連については、その相互作用の重要性から最近種々議論されているが、新統合条約のなかでも上に述べたように第3部第2章のなかにエネルギー、運輸、通信の整備が指摘されている。すでにこの分野では中米において電力、道路、鉄道など様々な分野での地域協力のプロジェクトが国際的な協力を得

て始動している。1994年4月、運輸、エネルギー、通信の諸分野の近代化、拡充を目指す中米インフラ担当大臣会議が発足した。また、運輸分野に関しては従来に引き続き中米運輸担当大臣会議 (Reunión de Ministros Responsables del Transporte en Centroamérica、略称REMITRAN) が、また鉄道に関しては中米鉄道委員会 (Comisión Centroamericana de Ferrocarriles、略称COCAFER) が機能している。このようなインフラの整備は、一方でその進展に伴い逆に地域統合そのものを促進する機能を持つという側面があると思われる。

(6) NAFTAとの関連について：NAFTAの進展とそれが中米の特に産業

第4表 中米地域経済統合の現段階

	経済統合の諸段階				中米統合の現段階
	自由貿易地域	関税同盟	共同市場	経済同盟	
諸要素の移動					
財	○	○	○	○	○
サービス	○	○	○	○	○
資本	×	×	○	○	×
労働	×	×	○	○	×
域外共通関税	×	○	○	○	○
域外共通貿易政策	×	○	○	○	×
経済政策の協調	×	×	×	○	→
財政	—	—	—	○	→
通貨	—	—	—	○	→
銀行	—	—	—	○	→
価格	—	—	—	○	→
輸出促進	—	—	—	○	×
投資	—	—	—	○	×
共通インフラ	○	○	○	○	○
通貨同盟	×	×	○	○	×

(出所) SIECA, *La integración centroamericana: Algunos principios y conceptos*. Centroamérica, 1993, p. 9 より作表。

(注) ○ 該当する。

× 該当せず。

→ 実現の方向で進展。

面に与えるインパクトに関しては、中米諸国において、現在深刻な議論が展開されつつある。これに関しては、自由貿易の推進は基本的に正しく、中米へのそのネガティブなインパクトは心理面のみにすぎないという強気の発言もあるが、中米諸国の既得権益であるCBIが無意味になることに対する懸念にはきわめて強いものがある。⁽²¹⁾これを補償するための措置としてすでに米国政府との交渉は進展しており、現クリントン政権下でNAFTA PARITYを導入するための検討が開始されている。いずれにせよ、NAFTAの進展により現実にどのようなインパクトが生じるか、冷静に見極めることが重要であるとみられている。そのなかで、インパクトがきわめて大きいのは中小企業・零細企業に対してである、というのが一致した見方である。

以上概観した中米諸国における統合過程の現状を、経済統合の諸段階（自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟）と対比させて見たのが、第4表である。この表から現在中米諸国が考えている地域統合は、基本的に関税同盟の性格を持つつ、方向性として共同市場を越え経済同盟を目指していることが読み取れる。

第5節 統合を支援する域外のアクターたち

内外の環境の激変期にある中米地域に対して、域外からの支援策の再構築を目指す動きが最近とみに活発である。1960年代において中米地域の統合に対して大きな外的要因として作用していた米国、この地域に対する現在の関心は、その政府援助額の減少傾向に伴い、ますます薄らいでいく方向にあり、クリントン政権の政策も未だに不透明なところがあるが、NAFTA関連の課題とあわせて米国の動向が、まだ中米には大きな影を落としているといえよう。⁽²²⁾

一方、もうひとつの外的要因を形成していたECLACは、1988年5月第42回国連総会の決議による中米支援特別計画（Programa Especial de Cooperación

con Centroamérica, 略称PEC) の原案作成に大きな役割を果たした。この特別計画はUNDPが調整役としての役割を果たし, ここに中米支援のための国際的な援助システムが構築された。⁽²³⁾ UNDPはこの特別計画の期限が1994年で終了することから, 92年にその評価を実施し, この計画に代わる新しい協力方法を検討した。新しい協力方法のキーワードは Peace Building in Central America である。しかしながら, 予算面での制約から, その活動には, これまでと同様に, 一定の限界があるのが現状である。⁽²⁴⁾

米州開発銀行は第9回のブンタレナス・サミットの決定に対応し, 中米の開発と統合への支援プログラム (Programa de Apoyo al Desarrollo y la Integración Centroamericana, 略称PRADIC) を作成, 実施している。これは中米統合を支援する重要なプログラムである。また米州開発銀行は中米地域を一体として扱う地域諮問グループ (Regional Consultative Group for Central America, 略称RCG-CA) を形成し, 1993年3月に21カ国の援助国, 11の国際機関, その他を集めてその第1回会合を開催した。このように, 新しい, 中米統合過程に対する援助諸機関の調整を米州開発銀行が担うこととなった。しかしながら, 資金調達面での厳しさから, この援助体制がどの程度機能するか不透明なところがある。

欧州(EU)は, 1993年2月中米諸国外務大臣との間に新協力協定(サンサルバドル協定)を締結し, 新しい協力のスキームを構築した。その主要な要素は, 多年度協力プログラムの形成, 多様な協力分野の提示, 新分野(環境, 麻薬, 知的所有権, 動植物検疫)での地域協力プログラムの導入, などである。またEUは, SIECAに対してその技術的能力を強化するための「SIECAへの技術協力と支援のためのプログラム」という名称のプロジェクトを実施することとなった。

以上のはかに, 重要なものとして, 中米の民主主義と開発のためのパートナーシップ(PDD:ただしこれは直接的に中米統合を推進する目的をもつものではない)等があり, また, メキシコ, ベネズエラ, カリブ諸国との経済関係も進展している。⁽²⁶⁾

おわりに

歴史的過去を共有する中米諸国にとって、統合の概念は常に切り離せないものである。アンティグア宣言の前文において、中米の古事記ともいるべきポポル・ヴフからの、強い結束を呼びかける部分の引用は、そのことを証明しているであろう。中米再統合について制度的枠組みは形成されたものの今後統合過程を進展させるには、多くの困難な問題が存在する。新しい統合のモデルが中米諸国の経済発展にどの程度貢献するかを見極めるには、なお一定期間の観測が必要と思われる。⁽²⁷⁾ しかしながら統合を進めることができると同時に、中米諸国にポジティブなインパクトをもたらし得る分野がある。そのひとつが国際交渉のバーゲニング・パワーとしての有効性であり、このことはこれまで種々な機会において証明されている。⁽²⁸⁾ いまひとつは、すでに触れたように統合の視点からの共通インフラの整備である。この点については経済インフラのみでなく、教育、保健・衛生等を含む社会インフラの面の整備もきわめて重要である。このようなインフラの整備はまた一方では統合を促進する媒介的な役割を持つものである。しかしながら、統合によるネガティブなインパクトにもまた、注目する必要がある。それは、社会的側面の諸課題、中小・零細企業等に関わってくる問題である。この面への国際社会の対応のありかたとしては、政府のみならずNGOからの協力も視野にいれたいっそうの議論の展開が必要であろう。

また、これまでの冷戦の時代にあって、中米地域に対して国際社会はともすれば東西軸重視のアプローチであったが、中米を取り巻く国際環境が完全に転換しつつあり、中米自身も発展のための新しい取組みを必要としている現在、我々にとって中米を見る座標軸の思い切った転換——すなわち東西軸から南北軸への転換——を行ない、南北問題重視の視点からの協力を進めることがいっそう必要になってきていると思われる。⁽²⁹⁾

[注] _____

- (1) 19世紀初頭中米連邦共和国としてひとつの独立国を形成した中米諸国にとって、「地域統合」とは常に古くて新しい課題であり、また、きわめて重い課題でもある。この地域統合の方法に関してはこれまで、政治的、経済的、社会的諸側面から数多くの試みがなされてきたが、本論で取り扱うのは主として1960年代以降の経済統合を主たる手段とした統合の試みの経過である。しかしながら、中米諸国にとって「経済統合」はさらに上位の地域統合へのひとつの手段であると位置づけられており、本論もその立場をとっているので、本論のタイトルとして「中米地域統合」の用語を使用することとした。

(2) Otero Romulo Caballeros, "Reorientation of Central American Integration," *CEPAL REVIEW*. No.46, April 1992, pp.125-128.

(3) 本稿は、筆者による既発表論文「中米地域統合の新しい動向と可能性」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.11 No.1 1994年)に加筆修正したものである。

(4) 以下、本節の記述は、主として武部 昇「中米共同市場の再建の可能性」(『世界経済評論』1976年2月号)および武部 昇「中米の地域協力と国際開発援助体制」(丸谷吉男編『欧米先進諸国とラテンアメリカ』アジア経済研究所 1989年)に依っている。

(5) Joseph S. Nye, Jr., "Central American Regional Integration," *International Conciliation*. No.562, March 1967, pp.50-52. および Isaac Cohen Orantes, *Regional Integration in Central America*. Lexington: Lexington Books, 1972, pp.15-25.

(6) Nyeによれば、「ECLAの関与は『必要条件』であったが、米国政府の関与は『絶対条件』に近く、重要な触媒作用を果たした」のである。Joseph S. Nye, Jr., "Central American..." pp.51-52.

(7) Isaac Cohen Orantes, *Regional Integration...*, pp.32, 73-75. Orantesによれば、中米の統合関連の地域国際機関の資金源に関しては、中米経済統合常設事務局(SIECA)の1968年度予算のうち、中米5カ国政府の寄与は60%，米国国際開発庁(USAID-ROCAP)は38%であり、残り2%はSIECAの出版物による収益であった。中米機構(ODECA)の場合、1967年度の予算構成のうちUSAID-ROCAPが60%，5カ国政府が30%，スペイン政府が8%，米州機構(OAS)2%であった。中米行政研究所(ICAP)の場合、ECLAの指導が強かった時に設立されたこともあり、国連の拠出は40%に達したがUSAID-ROCAPの拠出も30%に達している。なお中米各国の拠出は25%であった。中米産業技術研究所(ICAITI)の場合、1967年の予算は国連の特別基金、各政府、独自の資金がそれぞれ3分の1ずつ負担するという特殊な形態となっている。このように中米における国際機関は米国によるコス

ト負担が大きく、中米諸国は25~60%負担しているものの、これら国際機関の運営に十分な資金ではなかった。

- (8) 結局、この制度は十分機能せず失敗に終わった。なお、この制度についての詳細な分析は、武部 昇「中米経済統合における工業化方式」(細野昭雄編『ラテンアメリカの地域協力と工業化』アジア経済研究所 1980年)を参照のこと。
- (9) Isaac Cohen Orantes, *Regional Integration...*, pp.39-40.
- (10) この研究は1973年にラテンアメリカ統合研究所 (Instituto para la Integración de América Latina, 略称INTAL) より「1970年代における中米の統合的発展」(*El desarrollo integrado de Centroamérica en la presente década*)と題する12巻に及ぶ報告書として刊行された。「中米社会経済共同体」設立案は5部295条よりなっており、その目指すものは共同市場を越えて経済同盟であり、そのために生産諸要素（人および資本）の域内自由移動、関税同盟、通貨同盟、さらには域内の均衡的発展、雇用、栄養、社会問題（教育、労働、保健、住宅、社会保障）、農業、工業、租税、通貨、対外経済問題、物的統合、エネルギー、外資、技術の各分野について、各国の政策を調整すべきことが詳細に規定されている。
- (11) 1993年8月に筆者がグアテマラ市のSIECA（中米経済統合常設事務局）を訪問した際、同事務局において長年中米の統合過程を研究しているナヘラ（Najera）氏からのヒアリング結果による。
- (12) このテーマに関しては、以下の論文に詳しい説明がなされている。
石井 章「[ドキュメント] グアテマラ合意」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.4 No.4 1987年), 同「グアテマラ合意後の中米情勢」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.5 No.2 1988年), 同「1989年・中米和平交渉」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.7 No.1 1990年)。
- (13) 1960年の一般条約との混同を避けるため、本論においては、新しい条約を「新統合条約」と呼称することとする。
- (14) パナマは、1990年のアンティグア宣言および中米経済行動計画には、エンダラ大統領がオブザーバーとして署名している。また、1993年の新統合条約にはエンダラ大統領が調印しているが、第6部過渡的規定にあるように、これによりパナマは中米諸国と正式な通商・経済関係に入るものではない。
- (15) SIECA, *La integración centroamericana: Algunos principios y conceptos*. Centroamérica, 1993, pp.4-5.
- (16) 新統合条約は議定書という性格上、加盟国のとるべき方向性・枠組みを示したものであると解釈される (SIECA, *Evolución de la integración económica Centroamericana durante 1993*. Centroamérica, marzo de 1994, p.4)。
- (17) SIECA, *Protocolo al tratado general de integración económica Centroamericana-Protocolo de Guatemala*. SIECA Boletín Informativo, Edición Especial,

1993.

- (18) 域内の途上国であるホンジュラスに関しては、結局同国の「自己規制」に頼るしかないと、中米の某国の政府関係者は述べている（1993年8月、筆者の現地調査の際のヒアリングによる）が、ニカラグアへの対応も含めて、この問題は統合の進展を妨げる大きな障害になりうる可能性を持っている。
- (19) Eduardo Lizano, *Economic Development and Regional Integration*. Inter-American Development Bank, March 1993, pp.5-7. 本資料は、1993年3月米州開発銀行が主催した中米地域諮問グループ（RCG-CA）の第1回会合に提出された文書である。
- (20) 以下の記述は1993年8月時点の現地調査をベースとし、SIECA発行の*Boletin Informativo*ならびに各種資料、および*Inforpress Centroamericana*誌各号によつて補ったものである。
- (21) SIECA, *Consideraciones sobre el Tratado de Libre Comercio de Norteamérica -TLC-efectos y opciones para Centroamérica*. abril de 1993. なお、中米5カ国大統領は、1993年11月米国のクリントン大統領と会見し、NAFTAの中米諸国に対して予想されるネガティブな影響に関し懸念を表明し、CBIによる便益の拡大とNAFTAへの加盟を申し入れた。
- (22) たとえば米国の中米地域に対する援助額は1985年のレベルが96年にはその3分の1になる、と米国援助担当者からの説明がある。また、米国援助の長期的な方向性を見るには、US Agency for International Development, *Economic Assistance Strategy for Central America 1991 to 2000*. January 1991, 等。
- (23) 国連による中米支援体制の成立に関しては、武部 昇「中米の地域協力と国際開発援助体制」197-201ページを参照のこと。
- (24) PNUD (UNDP), *El PEC 1989-1991, Logros y perspectivas*. Nueva York, agosto de 1992.
- (25) EUの欧州共同体研究所（European Community Research Institute）は、1992年に中米統合の効果に関する報告書を発表し、「中米諸国が地域統合を進めない場合非伝統的産品の輸出は増大するが、域内貿易は増大せず、結果として1人当たり所得は地域統合を進める場合より小さくなる」と注目すべき指摘を行なっている（Victor Bulmer-Thomas, *Central American Integration Report for the Commission of the European Community*. North-South Center, University of Miami, 1992, pp.10-13）。
- (26) たとえば、メキシコに関しては1993年12月のメキシコ-SIECA協力協定の締結、カリブ諸国に関しては1993年5月のCARICOM-SIECA協力プログラムの締結、1994年7月のカリブ諸国連合構想（ACS）など。
- (27) “Que todos se levanten, que se llame a todos, que no haya un grupo, ni dos

grupos de entre nosotros que se quede atrás de los demás—POPOL VUH—”（アンティグア宣言—Declaración de Antigua, diecisiete de junio de 1990—前文より）：訳文「みんな立ち上がるのだ。みんなを呼べ。われらのなかにおくれをとる者が一組も二組もあってはならないぞ」（A・レシーノス原訳、林屋永吉訳「ポポル・ヴフ」（中公文庫）中央公論社 1977年）156ページ。

- (28) 中米地域においては、総督領時代や連邦共和国時代を通じて、長い期間にわたって形成されてきた個人的連繫や政治的結合、相互不信が現在にまで及んでいる（分離主義、Separatismo）といわれる一方、中米連邦共和国の再現（連邦主義、Federalismo）という「美しき理想」(bello ideal)もまた存続し続けたのであり、それはこれまで理念先行型とも見える地域制度の進展をもたらしている。このような二元性をどのように評価し、位置づけるかということは中米地域の諸問題を考察するうえで不可欠の前提条件であろう。
- (29) 田中 高「中米紛争の背景と今後の見通し」（『ラテンアメリカ・レポート』Vol.7 No.1 1990年）はこの面に関し示唆に富む議論を展開している。